

8月号

おおもり 青色便り



No.0613

一般社団法人 大森青色申告会

平成28.8.1

第5回定時総会開催のご案内

平成27年度の事業も無事終了することができました。これも偏に会員の皆様のご支援ご協力の賜物と厚く御礼申し上げます。

さて、一般社団法人大森青色申告会第5回定時総会を下記の日程で開催いたしますのでご案内申し上げます。

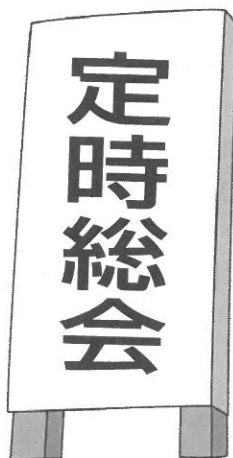
日時：平成28年8月22日(月) 午後3時30分(受付 午後3時～)

会場：大田文化の森5階多目的室

内容：第一部 議案 議事録署名人選出に関する件
 平成27年度事業報告承認の件
 平成27年度収支報告・監査報告承認の件
 労働保険事務組合事務処理規約変更の件
 役員改選案承認の件

報告 平成28年度事業計画
 平成28年度収支予算

第二部 懇親会 午後5時15分～ 多目的室
 懇親会参加費 3,000円
 (懇親会にご出席の方のみ、当日ご持参ください。)



第5回定時総会開催にあたり出席又は欠席のご連絡をお願いします。

上記のとおり定時総会を開催するに伴い、7月上旬に会員の皆様に往復はがきにて総会案内をお送りいたしております。出席の場合は返信はがきに出席の旨と会員名を、欠席の場合は欠席の旨と委任状に住所と氏名をご記入いただき押印をして早急に返信ください。定足数が足りない場合には総会が成立しませんので、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

ご返信をいただけない方には、支部役員又は職員が電話もしくは直接お伺いさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

個別相談会開催のご案内

【予約制です】 TEL 3771-8859までお電話下さい。

①新規入会者個別相談会

・新しく入会された方、帳簿の記入に自信のない方は是非お越しください。

開催期間	平成28年8月16日(火)～8月18日(木)
予約時間	午前：9時・10時・11時 午後：13時・14時・15時
指導時間	概ね20分～40分程度
持参するもの	①平成27年確定申告書の控え ②請求書や領収書 ③帳簿(すでに記帳している方) ④ほかに必要と思われるもの

②消費税個別相談会

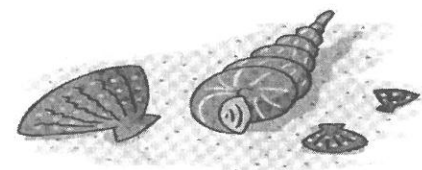
・平成27年分の課税売上金額が1,000万円を超えた方、又は、既に消費税課税対象者で平成27年分の課税売上金額が1,000万円以下の方が対象です。(譲渡所得やその他の雑所得も含まれます。) どちらも税務署への届出書類の提出が必要です。

開催期間	平成28年8月1日(月)～8月18日(木)
予約時間	午前：9時・10時・11時 午後：13時・14時・15時
指導時間	概ね20分～40分程度
持参するもの	①平成25、26、27年の確定申告書の控え ②認印

◆夏季休暇のお知らせ◆

9月20日(火)・21日(水)・23日(金)は、大森青色申告会の夏季休暇とさせていただきます。

会員の皆様にはご不便をおかけいたしますがご理解の程宜しくお願いいたします。

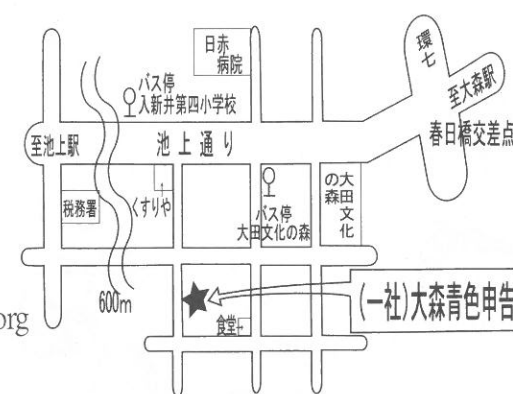


理事 田中 塚本 徳永 齊藤 井上 九頭見 義雄
 副会長 井上 紀夫
 監事 相良 鳥越 渡辺 毛利 加藤 千葉 中里 瀬山 大塚 田中 曾根 吉田 横山 田中 良春 晴生 美代吉
 事務局 裕子 潔 明 高 靖 光 栄 信 登 昌 武
 (一社)大森青色申告会 職員一同

暑中
お見舞い
申し上げます

一般社団法人 大森青色申告会

責任者 会長 九頭見義雄
 大田区中央3丁目10-18
 TEL: 03 (3771) 8859
 FAX: 03 (3773) 6388
 URL: <http://www.oomori-aioro.org>
 Eメール: aioro-o@nifty.com



無料法律相談日
 八月二十五日(水)
 無料保険相談日
 八月十八日(木)

予約制
 午後二時から30分単位
 事務局に申込み

▶ 都税事務所からのお知らせ

8月は個人事業税第1期分の納期です

8月は個人事業税第1期分の納期です。個人事業税は、都内に事務所や事業所を設けて、法令で定められた事業を行っている個人の方に対してかかる税金です。都税事務所・支庁からお送りする納税通知書により、平成28年8月31日(水)までにお近くの金融機関・郵便局または都税事務所・都税支所・支庁の窓口等でお納めください。

また、省エネ促進税制に係る減免の申請も受け付けています。これは、個人事業者が特定の省エネルギー設備等を取得した場合に、個人事業税を減免するものです。詳しくは、主税局ホームページまたは下記問い合わせ先へご確認ください。

所管都税事務所の個人事業税班 (品川都税事務所03-3774-6666)

小規模非住宅用地の 固定資産税・都市計画税を減免します 23区内

東京都では、中小企業者等を税制面から支援するため、昨年度に引き続き、23区内の小規模非住宅用地に対する固定資産税・都市計画税について、平成28年度分の税額を2割減免します。

減免を受けるためには申請が必要です。ただし、同一区内で前年度に減免を受けられた方で用途を変更していない方は、新たに申請する必要はありません。

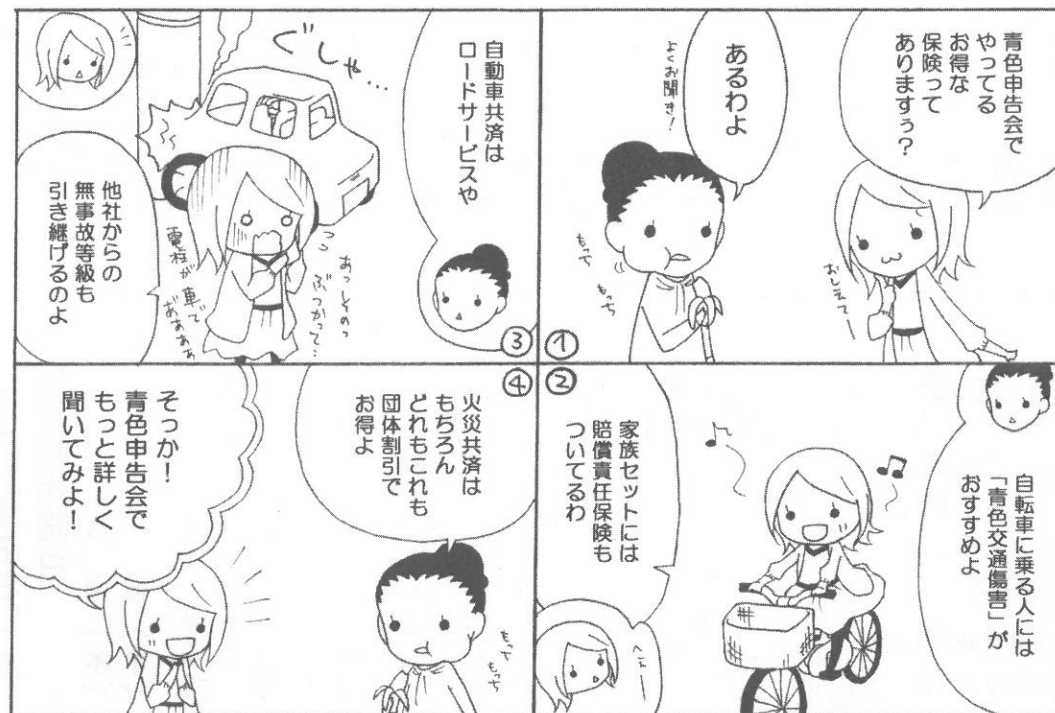
詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所にお問い合わせください。

(大田都税事務所 03-3733-2411)



◇◆◇東京青色交通事故傷害保険のご案内◇◆◇

年間掛金1口1,000円から加入できる「東京青色交通事故傷害保険」に加入してみませんか?この保険は、①自転車・自動車・電車・飛行機などに搭乗中の事故 ②駅改札に入ってから出るまでの間の事故 ③乗り物にはねられるなどの交通事故等が主な補償内容(24時間補償)です。また、加入年齢の制限は無く、家族型にご加入の場合は示談交渉サービスが付きます。詳しくは、同封のパンフレットをご覧ください。



交通事故傷害保険の巻

▶ 大森税務署からのお知らせ

平成28年度 大森税務署人事異動新旧表

7月10日付で下記のとおり異動がありました。

(敬省略)

官 職	新		旧	
	氏 名	前任地	氏 名	赴任先
署 長	山口 芳朗 <small>やまぐち よしあき</small>	東京局総務部 事務管理三課長	北井 好則 <small>きたい よしのり</small>	御退官
総務担当副署長	佐藤 省二 <small>さとう しょうじ</small>	藤沢署 総務課長	飯坂 正春 <small>いざか まさはる</small>	武蔵府中署 特官所得
個人1統括官	配島 敏夫 <small>はいじま としお</small>	立川署 個人2統括官	本多 浩二 <small>ほんだ こうじ</small>	市川署 所得特調官
個人1指導上席	森本 千晴 <small>もりもと ちはる</small>	(留任)	森本 千晴 <small>もりもと ちはる</small>	—

◆◆◆ 税制改正シリーズ② ◆◆◆

【所得税関係】

1. 多世代同居に対応した住宅リフォームに係る特例

自己の有する家屋に多世代同居対象改修工事を行い、平成28年4月1日から平成31年6月30日までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの特例を適用することができる制度が導入されました。

① 住宅ローン控除の特例

多世代同居対応改修工事を含む増改築工事に係る住宅ローン(償還期間5年以上)の年末残高1,000万円以下の部分について、一定割合を乗じた額を5年間の各年において所得税額から控除

② 税額控除の特例

多世代同居対応改修工事の標準的な費用の額の10%相当額(限度25万円)を、その年分の所得税額から控除

2. セルフメディケーション推進のためのスイッチOTC薬控除(医療費控除の特例)の創設

適切な健康管理の下で医療用医薬品からの代替を進める観点から、①特定健康診査(いわゆるメタボ検診) ②予防接種 ③定期健康診断(事業主健診) ④健康診査 ⑤がん検診のいずれかを受けている者が、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの5年間に、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用が年間12,000円を超えて支払った場合には、その購入費用(年間10万円を限度)のうち12,000円を超える金額を所得控除できる制度が創設されます。なお、通常の医療費控除との併用はできません。

マル経融資のご案内

安心して借りられる
国の融資制度です

◎小規模事業者経営改善資金
担保・保証人不要

融資限度額 二千万円

返済期間 運転資金 七年以内
準備資金 十年以内

年 利 一・三〇% (七月十三日現在)

支払った利息の30%を三年間大田区から補助されます。

「この融資限度額・返済期間の取扱は平成二八年三月三十一日の日本政策金融公庫受付分までです」

融資対象

- * 従業員二十人以下(宿泊業・娯楽業を除く)商業サービス業五人以下)の法人、個人事業主の方
- * 商工会議所の経営指導を一定期間受けて事業改善に取り組む方
- * 所得税・法人税・事業税・住民税等、対象となる税金を完納している方

◎経営上の悩み相談
窓口専門相談をご利用ください。
・法律相談・税務相談・労務相談(予約制・無料)

* 本相談は、経営に関する相談に限定しております。
* 会員・非会員の方問わずご利用できます。

◎ご相談・お申し込みは
東京商工会議所大田支部まで
大田区南蒲田一―二〇―二〇
大田区産業プラザ五階
電話(二七三四)一六二一